

總務部長

佐世保地方復員局總務部長
佐復修第三八六號

昭和二十二年二月八日

長崎縣知事殿

佐世保地方復員局總務部造修課長

二月八日

長崎縣知事印

佐世保地方復員局總務部
22.2.16

1847

復員輸送艦船修理用ユ式發電機讓渡ノ件申請

首題ノ件特別保管艦第一九八號、第一四二號海防艦修理用トシテ緊急必要ノ處手持品皆無ニシテ他ヨリ入手方手配中ナルヲ入手ノ見込トク工事遂行上支障ガアリマスノデ別紙物品讓渡方特別ノ御詮議ヲ以テ御書可下サレ度

南
別紙一葉添

寫送付先

長崎縣佐世保出張所長
佐世保地方復員局總務部長

(終)

別紙

復員輸送解船修理用必需品所要量調書

品名	ユンカース式 ディーゼル 発電機
名寸	九〇馬力
度呼稱	台
數量	一
倉庫番號	
所在	西瀬 七濱 裏二 側番町
記	部品一部不足
事	

1848

佐世保地方復員局總務部 御中

佐復修第三八八號

昭和二十二年二月十三日

二月十三日送付

佐世保地方復員局總務部造修課長

局長

長崎縣知事殿

總務課長

復員輸送艦船等修理用資材保轉ノ件照會

首題ノ件別紙ノ通必要ニ付占領軍ヨリ内務省ニ移管ノ特殊物件中別紙
資材保管轉換相受度此段御願ニ及ビ候也

總務部員

吉村

(別紙二通添)

(終)

吉

吉

寫送付先 佐世保地方復員局總務部

佐 22.2.14

1849

復員輸送艦船修理用資材内譯書

品名	規	格	呼	數	量	品	名	規	格	呼	數
軟鋼板一種		庇		三八一	〇〇〇	角棒	ネーバル黃銅六		庇		二一四三〇
不銹鋼板		”		一〇四一	〇〇〇	棒	ネーバル黃銅丸		”		四八八一三〇
山形鋼		”		四九	〇〇〇		ホワイトトメタル		”		一五〇〇〇
丸鋼		”		二五〇〇	〇〇〇		ハ ン ダ		”		一八〇〇〇
鋼管		”		六三八	〇〇〇		保護亞鉛板		”		一六六〇〇
ガス管		米		四八	〇〇〇		アルミニウム板		”		七八四〇〇
工具鋼		庇		二〇〇	〇〇〇		アンチモン		”		一六〇〇〇
鑄鐵		”		一三八	〇〇〇		鉛線		”		五五二〇〇
ピアノ線		”		八〇〇	〇〇〇		エナメル銅線		”		一四〇〇〇
ハネ丸鋼		”		三一〇〇	〇〇〇		軟鋼ガス溶接棒		”		一〇〇〇〇
銅管		”		二四一五〇〇	〇〇〇		黃銅溶接棒		”		六五〇〇〇

1850

ゴム パツキン	エボナイト 棒	キングホン 并用板	黄銅皿木 ネヂ	黄銅丸木 ネヂ	植込 ホルト及ナ ツト	鋼皿木 ネヂ	ホルト及 ナツト	鋼 ボルト	平 鉄	丸 鉄	鐵 丸 釘	鑄 鐵 熔 接 棒
個	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	疋
六	三二一	一六四	五〇〇	一五〇〇	四〇〇	二四〇〇	一二一〇〇	八〇〇〇	三七九〇〇	一四三〇〇	六三〇〇	一五〇〇〇
試 ハ ン ド ポ ン プ	鋪	壓 力 計	バ イ ト	黒 鉛 ル ツ ボ	膠	耐 火 煉 瓦	帯 バ ル ガ ー 屬 衛	綿 衛 帶	ボ ー ル ベ ア リ ン グ	石 綿 板	石 綿 紐	鎚 ノ 柄
”	”	”	”	個	疋	個	疋	米	個	枚	疋	本
一	一	二	三〇	二二	七五	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇

石海軍 油型三〇 機馬力 械	ピ内火艇 ス艇用 ト	コ ツ ク	ク ラ ツ チ	接 小 型 内 火 機 械 用 棒	ピ ス ト ン	内火機 械用 クラ ンク 裏金
台	”	個	組	個	”	組
一	五〇	五〇	一	三	一〇	二〇
	水 面 計 硝 子	接 合 棒	” 氣 化 器	油 リ ン グ	ピ ス ト ン リ ン グ	六〇馬力石油發 動機 ピ ス ト ン
	”	”	”	”	”	台 分
	五〇	一	一〇	三〇	三〇	六

(終)

1852

總務部長

造修課長

工務班

總務課長

總務部員

造修課

舞鶴地方復員局
總務主任
十二月 二日

佐賀 總務部 長

造修理設備の件通知

二月一日付造修理設備停止に伴ひ執務の便宜上總務課に左に
依り造修課を設けした

- 一 擔當業務
- (甲) 艦船及掃海要具の造修の企劃に關すること
- (乙) 艦船及掃海要具の造修の監督並に検査に關すること

二 造修班長 山口 東 巳

舞鶴地方復員局總務部長

松永 廣務班

22.2.18

佐賀 接受
22.2.14

1853

佐世保地方復員局總務部長殿

總務部長

佐復修第四二三號

昭和二十二年三月七日

長崎縣知事殿

復員局長

復員輸送船修理用材料讓渡ノ件申請

首顯ノ件騰船造修用トシテ緊急必要ノ處手持品皆無ニシテ丁事遂行上支障ガアリマスノテ別紙物品讓渡方特別ノ御詮議ヲ以テ御許可下サレタイ

(別紙一葉添)

寫送付先

佐世保出張所
佐世保地方復員局總務部長



(終)

三月十一日送付

佐世保地方復員局總務部造修課長

前送ノ分ト引換相成度



1854

品名	數量	格納場所	記
マニラ （ロ一吋四）	五 （卷）	長崎縣北松浦郡今福町 漁業會倉庫	復員輸送並持海 船ノ繫留業、短 艇ノ火艇及諸覆 造、内火艇及諸覆 ス造艇ノ繫留業、短
（三分一五分）	五		
マ （小把）	八〇 把		

1855

寫

佐世保地方復員局總務部長殿

佐復修第四二三號

昭和二十二年三月七日

長崎縣佐世保出張所長殿

佐世保地方復員局總務部造修課長

復員輸送艦船修理用材料讓渡ノ件申請

首題ノ件艦船造修用トシテ緊急必要ノ處手持品皆無ニシテ工事遂行上支障ガアリマスノテ別紙物品讓渡方特別ノ御詮議ヲ以テ御答可下サレタイ

(別紙一葉添)

寫送付先 佐世保地方復員局總務部長

(終)

三月七日
佐世保地方復員局總務部造修課長印

22.3.7

1856

品名	数量	格納場所	記事
マニラロープ (時1時4)	五(卷)	長崎縣北松浦郡今福町 漁業會倉庫	
ターロップ (時1時4)	一〇		
ワイヤーコリン (三分五分) (小把)	八〇把		

(船岡納)

海軍

1857

佐世保地方復員局總務部 御中

佐復修第 四五六號

昭和三十三年四月十四日

佐世保地方復員局總務部造修課長

長崎縣知事 殿

復員輸送艦船等修理用資材保轉ノ件照會

首題ノ件別紙ノ通必要デスカラ占領軍ヨリ内務省ニ移管ノ特殊物件中
別紙資材保管轉換方可然御取計ヒテ願ヒ度イ

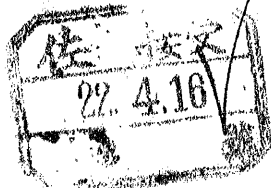
(別紙三通添)

寫送付先 佐世保地方復員局總務部

(終)

總務部

市



1858

復員輸送艦船修理用資材内譯書

品名	中速馬力用部品	用部内火機	用部内火機	石油機械用部品	發電機用部品	コック
規						
格						
稱	本	個	台			
呼						
數	六	六	三	三	一〇	三〇〇
量						
記						
事						

(終)

1859



佐世保地方復員局總務部長殿

佐復修第四六六號

昭和二十二年四月二十八日

佐世保地方復員局總務部造修課長

長崎縣知事殿

特別保管艦修理用部品讓渡ノ件申請

首題別紙部品ノ件艦艇保管緊急整備ニ必要ニシテ新規製作スルモ時機
ニ合ハザル實狀ニアリテ工事遂行上支障ヲ來シテ居リマスノデ別紙物品
讓渡方特別ノ御證議ヲ以テ御許可下サレ度

(別紙一葉添)

寫送付先

長崎縣佐世保出張所長
佐世保地方復員局總務部長
佐世保警察署長

(終)

1860

別紙

品名	呼稱	數量	倉庫番號	所在	記	事
非水防扉	枚	二〇	二九	赤崎		
角型昇降口蓋		五				
丸型昇降口蓋		三				
汚水罐金物	個	一〇	二八			
吐水口金物		五〇				
傳聲管ラツバ		一〇				
スクリーンストツバ		四				
投鉛台		四				
プロペラブーム		一〇				
釣床フック		一五〇				
折ビン		一〇〇				
錨見台		四				

佐世保地方復興局

1861

新 7 巻 (申)

局長 局

昭和二十二年六月三十日

熊本財務局



大蔵省國有財産局長殿

舊海軍艦艇搭載の工作機械處理について

駆逐艦冬月及特別輸送艦第一七四號艦搭載の工作機械の處理に關し第二復員局より

御座り申上り候旨電報の通り指令を以て付す本局としてほ左記の通り御方交渉

を進めて居るが中央に於ても御座各局へ然べく連絡方御座りたい

一 管内各局へ御座とあるは一應復員局の責任解除の意味と解し直ちに御座よ

も財務局に御座を受けらる

二 工作機械の一部を海軍艦艇局が取得することに協定されたところがあるが如何なる協定

を結ぶものなりや若し協定と海軍艦艇局との直接取引のものならば中央に於て

御座り申上り候旨電報の通り御座りたい

熊本財務局

美濃牛蔵野

1862

本件機械組立委員より配分處理すべきものであら

り工作器具材料の中重機なものは財務局に於て移管を受け機械處理委員より

り此の他のものは縣特殊物件處理委員より處理すべきもので御員局が直

接處理すべきものでない

寫真官事務佐官保地万賀百局云

福岡縣知事

長崎縣知事

長崎福岡府財政司

番電三〇

五月三十一日

一三三〇

美濃半截郵便紙

通信部 一復通信部

着信書 佐賀、佐賀、博多出張所

通信文

通信部タナ一四月五日一開通

一月廿一七四、工作機は迷かに内務省に移管された

但し、月工作機中六四局以外は海運部局有得の協を以、より佐賀物件

目三週戻付された

各艦の工口器具材料は一應在備に取納の上中央受領を要するものは中央にて

其の節は修復にて受領のことに定めらる。

1864

寫
佐世保地方復興局
佐世保地方復興局長

佐世保地方復興局長

昭和二十二年十二月五日

佐世保地方復興局總務部造修課長

十二月五日送付
佐世保地方復興局長
印

接受
2.12.8

總務部
大

才
分

熊本財務局佐世保出張所長殿

國有財産機械使用ニ關スル業態調査ノ件回答

十一月二十八日附御照會首領ノ件當課ニハ該當事項無之ニ付御通知致シ

マス

(終)

寫送付先
佐世保地方復興局長
佐世保地方復興局長

佐世保地方復興局長

總務部
大

吉村

吉村

局長

總務部長

總務課長

總務部員

未

昭和五年二月十五日

福岡縣知事殿

雜役船引渡証書

二復總務部夕十二番電(十二月三十日)ニ依リ貴廳ニ移管スル
雜役船ハ九記ノ通りデアル

記

一報 號國	サ 一 〇	番 號	公 稱
高速 艇	高速 艇	舟 艇 別	噸 數
ハ 〇	不 明	石 油 機 械	馬 力
一 二 米	九 米	機 別	全 長
ビル ガ 唧 筒 一 個	錨 一 個 ビル ガ 唧 筒 一 個 汽 筒 一 個	附 屬 品	

1866

	一六三	一四九
大 砲	大 砲	曳 船
〃	不 明	二 〇
六〇ニ基 テール	石油機 八〇	吸鑊機 一五〇
八三米	一四八米	一七三米
錨一何 錨索一條 揚錨機一何 麻索二條 釣索一組 此ルが唧筒一何 給油唧筒一何 二次電池八何	錨一何 錨索一條 揚錨機一何 此ルが唧筒三何	錨一何 錨鎖一房 短艇羅針儀一何 汽笛一何 莫水唧筒一何 銼管子備品四十本 二次電池三何

(終)

1867

卷號	件名	記	事	月日
1	佐鎮機密第二〇號	漁船機帆船拂下ニ関スル件照會		略 二〇・八・二九
2	若卷機密第二九號	徴庸船處理ニ関スル件報告		二〇・九・二〇
3	佐鎮第三三號、二	機帆船等拂下ニ関スル件回答		二〇・一〇・七
4	佐鎮第一二五八號	下附船舶ニ関スル件照會		二〇・一〇・三
5	同上第三三號	下附船舶ニ関スル件		二〇・一一・三
6	號 外	下附魚船等ニ関スル件照會		二〇・一一・三
7	援第四三〇號	下附魚船等ニ関スル件照會		二〇・一一・二
8	聖務機密第三三號	機帆船讓渡先変更ノ件照會		二〇・一〇・五
9		下附船舶ニ関スル件照會		二〇・一〇・三
10	川廠第五〇號	曳船及雜船拂下ノ件協議		二〇・一一・六
11	二〇援第一號、五	復員援護會ニ移管サタル川南蒐集船處分件件通知		二〇・一一・一五
12	佐鎮機密第三三號	海軍買収漁船拂下ニ関スル件照會		二〇・一一・二〇

1868

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
復總務局第一五號	佐復第二四號	佐復第三四號		復總務局第一五號	機密一八三三番電	復總務局第三三號		復總務局第九號	唐第四一九號		號 外	
旧海軍所有船舶及海運器材由安地力處全範圍調整の件	旧海軍買収漁船拂下ニ関スル件照會	沈没機帆船第九神威丸拂下ノ件	萬勇丸拂下ノ件	中央處分舊軍屬船、駁夫、他處理終了、地方移讓、関之件照會	買収漁船、無償拂下下附先ニ関スル件	掃海用艦艇拂下處分ニ関スル件照會	徵備船舶處理ノ件通知	曳船類處理ノ件照會	海軍徵備船舶ノ拂下ニ関スル件	機帆船拂下證明書	海軍買収船拂下ニ関スル件回答	徵備船舶處理ノ件通知
二、五、三三	二、一、一四	二、三、二七	二、三、一〇	二、二、一八	二、三、一八	二、二、一七	二、一、三一	二、一、三〇	二、〇、三、二八	二、〇、二、一五	二、〇、二、二二	二、〇、二、

海軍

1869

38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26
									佐復第五八號	佐復第三三號	佐復第三三號	慶文第六號ノ一五
									船舶拂下ノ件回答	川南菟集漁船拂下処理ニ関スル件照會	旧海軍買収漁船拂下並ニ所有權飯屬ニ関スル件上申	掃海艦艇拂下ニ関スル件照會
									二一六五	二一三五	二一三七	二一六一五

1870

長

依後月長子

昭和五年五月五日

此書係他書得る為必留印是

總

長官

廣島毎日主納場小倉支店長

總務部長

船橋下ノ御内令

總

枕小舟之出子ノ御内令

於子ノ之ノ取板ヒナリ申上ニ作

高車仲知理ノ御内令

各念申上

總

總務部長

熊本財務局

總務部長

九州海運局

書

書

九州地方行政事務局

書

後

書

御詮議ヲ以テ御拂下分相成様御取計ニ相願度

何事特別

1872

繁

度加員候	爆撃ノ	要ナルノ秋	心ノ般貴	ノ御問合也
------	-----	-------	------	-------

接受
1872
4V

1873

枕水 第二六號

昭和二十一年五月三十一日

鹿兒島縣立枕崎水産學校長 牧野惟繁

復員局佐世保出張所長 殿

船舶拂下ノ件申請

謹於時ニ新録之候貴所益々御清穢之段奉慶賀候
 陳者本校漁撈實習船過般軍徵用ニ依リ出動中爆撃ノ
 爲ニ撃沈サレ目下水ニ漁撈實習練磨ノ重要ナル秋
 葉徒漁撈實習船無之ニ實習ニ支障致居候處今般貴
 所ニ軍用船舶拂下ガノ趣承リ不取敢書面ヲ以テ御問合せ
 致ス次第ニ御座候御察務中誠ニ下恐縮何卒特別
 御詮議ヲ以テ御拂下ガ相成様御取計ニ相願度

吉村

接受 2164V

1873

此段及申請候也

沼而書校舟望船船

五〇領乃至一〇〇領 木船 鋼船 何レニテモ可

機船 若シハ補助機関付帆船

1874

借段第五八八號

昭和二十一年六月四日

尾元尚樹立候補水原學校長

鎌田梯地方役員局長

新設以下の件同右

清水第三六編を以て御座會の旨とし併に當局に於て候之を撤去ひ
おらざるに付御了承有脱度

向本件處理は左記各所に於て行はれらるに付爲念申候

記

九州地方行販事務局

九州海運局

熊本海運局

海軍

1875

受領書

公 署	青 岐 列 島 支 隊	機 關 類 別	金 額	附 屬 品
一〇	高 速 機 不 明	石 油 機 三〇	九 米	第一個、ピルチポンプ一個
一 機 關	高 速 機 不 明	石 油 機 八〇	一 三 米	ピルチポンプ一個
一 四 六 九	剪 断 機 二〇	取 環 機 一 五〇	一 五 二 米	第一個、鋸屋、短 鋸 機 二 個、汽 油 機 一 個、水 ポンプ 一 個、火 災 予 備 品 四 十 本、二 次 電 池 二 個
一 六 一 三	大 形 不 明	石 油 機 八〇	一 四 八 米	第一個、鋸木一機、揚 機 一 個、ピルチポンプ二個
	大 形 不 明	石 油 機 六〇	一 八 三 米	第一個、鋸木一機、揚 機 一 個、皮 帶 一 組、ピルチポンプ一個、麻 袋 一 個、油 機 一 個、二 次 電 池 八 個

右款領正に受領候也

昭和二十二年一月三十一日

第二復員局博多運送部

由川 周吉 殿

熊本財務局關岡管財支所
所長 秋 山 英 三

1876